次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年11月11日

分任契約担当官 北陸農政局新川流域農業水利事業所長 前田 茂

- 1 一般競争入札に付する事項:物品の売払
- (1) 売払品名及び数量 北陸農政局新川流域農業水利事業所不用物品売払 数量は入札説明書による
- (2) 売払件名の特質等 鉄くず
- (3) 引 取 期 限 代金納付の日から25日以内(土曜日、日曜日、祝日を除く)
- (4) 引 渡 場 所 入札説明書による
- (5) 入 札 方 法 入札者は、不用物品の売払価格から不用物品の搬出経費(運搬費等)を 差引した合計金額を見積もるものとする。 なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税10%を含む金額を入札書に記載すること。
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、予決令第70条中特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の買受け(その他)」で「A」又は「B」の等級に格付けされた「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 競争参加資格確認書の提出期限の日から開札時までの期間に北陸農政局長から北陸農政局物品の 製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領(平成26年10月1日付け26陸総 第453号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 3 入札説明書の交付受付先及び日時等
  - (1) 交付受付先 〒 9 5 3 0 0 4 1 新潟県新潟市西蒲区巻甲 5 4 8 8 番地 北陸農政局新川流域農業水利事業所 庶務課経理係 電話 0 2 5 6 - 7 3 - 6 2 0 0
  - (2) 日 時 令和7年11月11日から令和7年11月25日迄の9時から17時までとする。 (土曜日、日曜日、祝日を除く。)
  - (3) その他 交付は無料とするが、交付申請の際に「令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)」「物品の買受け(その他)」における資格審査結果通知書の写しを提出しなければならない。

また、郵送による交付を希望する場合は、あらかじめ上記 3 の (1) の場所へ申し出るものとし、上記の写しに加え、返信用封筒(規格を角型2号  $(240\text{mm} \times 332\text{mm})$  とする。)に、320円切手を貼付したものを同封すること。

- 4 入札説明会 (現地確認) の場所及び日時
  - (1) 場 所 新潟県新潟市西蒲区巻甲5488番地 北陸農政局新川流域農業水利事業所
  - (2) 日 時 令和7年11月26日 13時30分 入札説明会(現地確認)の参加は任意とする。 出席を希望する場合は令和7年11月25日17時00分までに、必ず上記3の(1)まで連絡すること。

5 競争参加資格確認書の提出先及び期限

令和7年12月3日17時00分までに上記3の(1)あて電子メール又は郵送により提出すること。

なお、郵送での提出場所は、入札説明書による。

6 入札書の提出期限

令和7年12月12日17時00分必着で郵送(書留郵便に限る。)又は下記7の(2)の開 札日時に持参すること。

なお、郵送での提出場所は、入札説明書による。

- 7 開札の場所及び日時
  - (1) 場 所 新潟県新潟市西蒲区巻甲5488番地 北陸農政局新川流域農業水利事業所 入札室
  - (2) 日 時 令和7年12月15日 14時00分 なお、電報・ファクシミリ・電話その他の方法による提出は認めない。
- 8 入札者に要求される事項及び審査
  - (1) この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書に基づいて作成した「競争参加資格確認書」を上記5の期限までに提出しなければならない。
  - (2) 競争参加資格確認書を契約担当官等が審査し、要求資格を満たした者を最終的に当該競争に参加させるものとする。
- 9 その他
  - (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
  - (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 契約書の作成を要する。

(5) 落札者の決定方法

上記8の(2)により契約担当官等から当該競争に参加できると判断され、当該入札者の入札金額が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 本公告に記載なき事項及び詳細は、入札説明書による。

以上公告する。

## お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表することなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページ

(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403\_jigyousya.pdf) をご覧下さい。 2 農林水産省は、「経済財政運営と改革の基本方針2020について」(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。